

# 個人の副収入における実務

## 1 はじめに

終身雇用制度も終焉を迎えようとする昨今、政府は「働き方改革」を推進してきました。

また、インターネットの発展とともにビジネスにも様々な変化が生まれ、こうした動きの中で経済取引も多種多様となり、最近では、サラリーマンや主婦層も比較的容易に臨時収入や継続収入を得る機会が増えているように感じます。

税制も、こうした世の中の動きに取り残されることが無いよう、日々対応している訳ですが、我々専門家はともかく、サラリーマンや主婦層についてまで税務の知識が浸透するにはまだまだ時間がかかるのではないかと思います。

今後、我々もこうした副収入についての税務相談や、確定申告に対応する機会も増加することとなるかと思いますので、今回は皆様と共にこれら副収入が生じた場合の対応について考察していきたいと思います。

- (1) 個人の副収入に係る所得の所得区分について
- (2) 青色申告の可否及び必要な手続
- (3) 副収入に係る各所得の収入金額の認識
- (4) 副収入に係る必要経費計算の留意点
- (5) サラリーマンに副収入が生じた場合の確定申告制度

## 2 個人の副収入に係る所得区分について

### (1) 概要

所得税における所得計算は、その発生源や性質に応じて10種類に区分して行うこととされており、サラリーマンや主婦層が得るであろう所得としては概ね以下のように考えられる。

資産性所得はある程度積極的、かつ、明確な区分がされており所得の区分に迷う余地はないが、労務、役務性所得については、それが給与所得に該当するものであるか、事業所得又は雑所得に該当するものであるかの判断はなかなか悩ましいところである。

#### ① 資産性所得

- イ 利子所得
- ロ 配当所得
- ハ 不動産所得
- ニ 株式等の譲渡所得等（一般株式等、上場株式等）
- ホ 先物取引に係る雑所得等

利子所得 (所法23①)	(1) 国債、地方債、社債の利子 (2) 銀行預金、郵便貯金、JA貯金、労働者の社内預金の利子 (3) 合同運用信託（ビック、ヒット、スーパーヒットなど）の収益の分配 (4) 公社債投資信託（MMF、MRFなど）の収益の分配 (5) 公募公社債等運用投資信託の収益の分配 (6) 勤労者財産形成貯蓄契約に係る生命保険、損害保険、生命共済に係る差益
配当所得 (所法24①)	(1) 法人（公益法人等及び人格のない社団等を除く）から受ける剰余金の配当（株式又は出資に係るものに限るものとし、資本剰余金の額の減少に伴うもの等を除く） (2) 特定目的会社、持分会社（合資、合名、合同会社）からの利益の配当 (3) 船主相互保険組合などからの剰余金の分配（出資に係るものに限る） (4) 金銭の分配（出資等減少分配を除く） (5) 相互会社からの基金利息 (6) 公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託以外の投資信託の収益の分配
不動産所得 (所法26①)	(1) 不動産の貸付けによる所得 (2) 不動産の上に存する権利の貸付けによる所得 (3) 総トン数20トン以上の船舶の貸付けによる所得 (4) 航空機の貸付けによる所得
株式等の譲渡所得等 (措法37の10、37の11)	(1) 一般株式等の譲渡による所得 次の株式等（外国法人に係るものを含み、ゴルフ会員権等を除く）のうち上場株式等に該当しないものをいう。 ① 株式（投資法人の投資口、一定の法人課税信託の受益権を含む） ② 持分会社、協同組合等の出資持分 ③ 投資信託の受益権 ④ 特定受益証券発行信託の受益権

	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑤ 特定目的信託の社債的受益権</li> <li>⑥ 公社債（発行時に源泉徴収された割引債、預金保険法に規定する長期信用銀行債や農林債を除く）</li> </ul> <p>(2) 上場株式等の譲渡による所得</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 金融商品取引所に上場されている株式等</li> <li>② 公募投資信託の受益権</li> <li>③ 特定投資法人の投資口</li> <li>④ 公募特定受益証券発行信託の受益権</li> <li>⑤ 特定目的信託のうち公募社債的受益権</li> <li>⑥ 国債及び地方債</li> <li>⑦ 会社以外の法人が特別の法律により発行する債券</li> <li>⑧ 平成27年12月31日以前発行の公社債（同族会社が発行したものを除く）など</li> </ul>
先物取引に係る雑所得等 （措法41の14）	<p>先物取引の差金等決済による所得</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 商品先物取引法に規定する商品先物取引等</li> <li>(2) 金融商品取引法に規定する金融商品先物取引等</li> <li>(3) 金融商品取引法に規定する有価証券の先物取引（いわゆるカバードワラントの差金等決済）</li> </ul>

## ② 労務、役務性所得

イ 事業所得

ロ 給与所得

ハ 雑所得

事業所得 （所法27①）	農業、漁業、製造業、卸売業、小売業、サービス業その他の事業で一定のものから生ずる所得
給与所得 （所法28①）	俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与に係る所得
雑所得 （所法35①）	利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得及び一時所得のいずれにも該当しない所得

## (2) 事業所得と給与所得の区分

各所得の法令上の意義は上記(1)に示したとおりであるが、それぞれ、具体的に何をもって「事業から生ずる所得」であるのか、又は何を基準として「給与」と考えるのかまでは明確にはなっていない。

この問題について一応の基準を示した判例がある（最高裁昭和56年4月24日判決）。

### 以下抜粋

事業所得とは、自己の計算と危険において独立して営まれ、営利性、有償性を有し、かつ、反復継続して遂行する意思と社会的地位とが客観的に認められる業務から生ずる所得をいい、これに対し、給与所得とは雇用契約又はこれに類する原因に基づき使用者の指揮命令に服して提供した労務の対価として使用者から受ける給付をいう。なお、給与所得については、とりわけ、給与支給者との関係において何らかの空間的、時間的な拘束を受け、継続的ないし断続的に労務又は役務の提供があり、その対価として支給されるものであるかどうかを重視されなければならない。

つまり、ある所得が事業所得に該当するかどうかは、下記の状況を考慮して判断されることになる。

- ① 自己の計算と危険において独立して営まれること
- ② 営利性、有償性を有し、かつ、反復継続して遂行する意思と社会的地位とが客観的に認められる業務から生ずる所得であること

また、給与所得に該当するかどうかは、下記の状況を考慮して判断されることとなる。

- ① 自らの危険負担がないこと
- ② 非独立的に他人の指揮命令下において、一定の雇用関係やこれに類する原因に基づき、空間的、時間的拘束を受けて提供される労務や役務の対価であること

## (3) 事業所得と雑所得の区分

事業所得と雑所得の区分は、その経済活動の規模の大小を社会通念に従って判断することになるが、両者の区別は、その活動の規模や継続性、取引をする相手方、その者の生活状況などを総合的に勘案する必要がある。

一般論としては、事業というからには、自らの生活費を支弁できる程度の収益を安定的に得られるか、又はその可能性を有する状況であるかといったところによって判断される。

#### (4) 各所得区分についての取扱いの相違点

##### ① 事業所得と給与所得との相違点

###### イ 必要経費の計上の可否

事業所得は、総収入金額から実額の必要経費を控除して計算するが、給与所得は、特定支出控除の適用を受けなければ実額の必要経費の控除が認められない。

※ 給与所得は増税傾向にあり、令和2年からは年収が850万円を超えると給与所得控除の対象とならないこととされている（給与所得控除の上限195万円）。

###### ロ 青色申告の可否

事業所得は、青色申告の対象となり、青色申告者は帳簿書類の備え付け、記録及び保存を要件に様々な特例を受けることができる（代表的なものに青色申告特別控除がある）。

なお、給与所得は青色申告の対象とならない。

###### ハ 消費税の課税取引に該当するか否か

事業所得に該当するものであればおおよそ消費税の課税取引となり、売上が1,000万円を超えると2年後から消費税の課税事業者となる。

なお、給与所得は消費税の不課税である。

##### ② 事業所得と雑所得の相違点

###### イ 利子税の必要経費算入（所法45）

事業所得は、延納をした場合の利子税を必要経費に算入できるが、雑所得の場合には必要経費に算入できない。

###### ロ 固定資産の損失の取扱い（所法51①、④）

事業所得は、損失発生年に全額必要経費に算入できるが、雑所得の場合には損失発生年に所得限度で必要経費に算入する。

###### ハ 債権の回収不能（所法51②、64①）

事業所得は、損失発生年に全額必要経費に算入できるが、雑所得の場合には一定額を限度として収入計上年分の所得をなかったものとみなす。

###### ニ 貸倒引当金（所法52）

事業所得は、一定の要件に該当すれば貸倒引当金の設定が可能であるが、雑所得の場合には貸倒引当金は設定できない。

###### ホ 青色事業専従者給与、事業専従者控除（所法57）

事業所得の場合には、青色事業専従者給与又は事業専従者控除の適用があるが、雑所得の場合には適用がない。

###### ヘ 所得が赤字となった場合の損益通算の可否（所法69）

事業所得の赤字は損益通算の対象となるが、雑所得の赤字は対象とならない。

## へ 青色申告の可否

事業所得の場合には、青色申告の対象となるが、雑所得の場合には対象とならない。

### (5) 給与所得者や主婦層が得た所得の所得区分

給与所得を主たる収入とする者が、副収入として得る所得が、給与所得、事業所得又は雑所得のいずれに該当するかは、上記(2)や(3)の事実を総合的に勘案して判断することになる。

例えば、給与所得のみで通常的生活費を賄うことができるような状況にある者が、自己の計算と危険において独立し、かつ、営利を目的として収入を得ていたとしても、その収入が短期間のもので継続性にかけるような場合には、これを事業所得として取り扱うことは適当ではないと考えられる。

また、毎年赤字で、その赤字を給与所得で埋めているような状況が続き、利益に転ずるような見込みがないような場合にも事業所得として取り扱うことは適当ではない。

あるいは、継続的に利益が生じているからといっても、収入の程度（規模）が低かったり、取引をする相手方が少数で固定されており、広がる可能性に乏しいような場合には、事業所得にすることが適当でない場合もあるため、個別のケースごとにこれらを勘案した取扱いをする必要があると思われる。

## 2 青色申告の可否及び必要な手続

### (1) 青色申告（所法143）

不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき業務を行う者は、納税地の所轄税務署長の承認を受けた場合には、確定申告書及びその申告書に係る修正申告書を青色の申告書により提出することができる。

### (2) 青色申告承認申請（所法144）

青色申告の承認を受けようとする者は、その年3月15日まで（その年1月16日以後新たに業務を開始した場合には、その業務を開始した日から2月以内）に、その業務に係る所得の種類等申請書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

### (3) 青色申告の特典

- ① 青色事業専従者給与の必要経費算入（所法57①）
- ② 一括評価貸倒引当金、退職給与引当金の必要経費算入（所法52②、54）
- ③ 棚卸資産の低価法による評価（所令99）
- ④ 各種特別償却等の特例（措法10の3等）
- ⑤ 青色申告特別控除（措法28の2）
- ⑥ 純損失の繰越控除、繰戻し還付（所法70、140）

### 3 副収入に係る各所得の収入金額の認識

#### (1) 給与所得の収入計上時期（所基通 36－9）

支給日

#### (2) 事業所得及び雑所得の収入計上時期（所基通36－8）

次の収入金額については、それぞれ次に掲げる日による。

- ① 棚卸資産の販売（試用販売及び委託販売を除く。）による収入金額については、その引渡しがあった日
- ② 棚卸資産の試用販売による収入金額については、相手方が購入の意思を表示した日。  
ただし、積送又は配置した棚卸資産について、相手方が一定期間内に返送又は拒絶の意思を表示しない限り特約又は慣習によりその販売が確定することとなっている場合には、その期間の満了の日
- ③ 棚卸資産の委託販売による収入金額については、受託者がその委託品を販売した日。  
ただし、当該委託品についての売上計算書が毎日又は1月を超えない一定期間ごとに送付されている場合において、継続して当該売上計算書が到達した日の属する年分の収入金額としているときは、その売上計算書の到達の日
- ④ 請負による収入金額については、物の引渡しを要する請負契約にあってはその目的物の全部を完成して相手方に引き渡した日、物の引渡しを要しない請負契約にあってはその約した役務の提供を完了した日。  
ただし、一の契約により多量に請け負った同種の建設工事等についてその引渡 quantity に従い工事代金等を収入する旨の特約若しくは慣習がある場合又は1個の建設工事等についてその完成した部分を引き渡した都度その割合に応じて工事代金等を収入する旨の特約若しくは慣習がある場合には、その引き渡した部分に係る収入金額については、その特約又は慣習により相手方に引き渡した日
- ⑤ 人的役務の提供（請負を除く。）による収入金額については、その人的役務の提供を完了した日。  
ただし、人的役務の提供による報酬を期間の経過又は役務の提供の程度等に応じて収入する特約又は慣習がある場合におけるその期間の経過又は役務の提供の程度等に対応する報酬については、その特約又は慣習によりその収入すべき事由が生じた日
- ⑥ 資産（金銭を除く。）の貸付けによる賃貸料でその年に対応するものに係る収入金額については、その年の末日（貸付期間の終了する年にある場合は、当該期間の終了する日）

⑦ 金銭の貸付けによる利息又は手形の割引料でその年に対応するものに係る収入金額については、その年の末日（貸付期間の終了する年にあつては、当該期間の終了する日）。

ただし、その者が継続して、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる日により収入金額に計上している場合には、それぞれ次に掲げる日

イ 利息を天引きして貸し付けたものに係る利息

その契約により定められている貸付元本の返済日

ロ その他の利息

契約又は慣習により支払日が定められているものについてはその支払日、支払日が定められていないものについてはその支払を受けた日

ハ 手形の割引料 その手形の満期日（その満期日前にその手形を譲渡した場合には、その譲渡の日）

## 4 副収入に係る必要経費計算の留意点

- (1) 副収入が、事業所得又は雑所得として認識される場合には必要経費の計上が可能であるが、多くは家事関連費（事業上の経費と家事上の経費が混在するような経費）に該当する。

所得税法では、家事関連費について、下記の取扱いを規定している（所法45①一、所令96、所基通45-1、2）

### 所法45①一

居住者が支出し又は納付する次に掲げるものの額は、その者の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額の計算上、必要経費に算入しない。

- 一 家事上の経費及びこれに関連する経費で政令で定めるもの

### 所令96

所法45①一に規定する政令で定める経費は、次に掲げる経費以外の経費とする。

- 一 家事関連費の主たる部分が不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務の遂行上必要であり、かつ、その必要である部分を明らかに区分することができる場合におけるその部分に相当する経費
- 二 前号に掲げるもののほか、青色申告書を提出することにつき税務署長の承認を受けている居住者に係る家事上の経費に関連する経費のうち、取引の記録等に基づいて、不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき業務の遂行上直接必要であつたことが明らかにされる部分の金額に相当する経費

### 所基通45-2

所令96①一に規定する「主たる部分が不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務の遂行上必要」であるかどうかは、その支出する金額のうちその業務の遂行上必要な部分が50%を超えるかどうかにより判定するものとする。

ただし、当該必要な部分の金額が50%以下であっても、その必要である部分を明らかに区分することができる場合には、当該必要である部分に相当する金額を必要経費に算入して差し支えない。

## (2) 自宅兼事務所の家賃等の必要経費性について

副収入の場合、賃借している自宅を事務所、作業場として使用することを前提に家賃の一部を経費とすることがある。

一般的に、床面積等による使用割合等を基準として必要経費算入額を算定することになる。

なお、水道光熱費、火災保険料等についても同様である。

また、この場合、所法56との関係も重要となる。

例えば、夫婦がともに給与所得者である場合に、夫が家賃を支払い、妻がその自宅の一部を事務所等として副収入を得ている場合、夫が支払った家賃の一部を妻が必要経費に算入できるかどうかという問題がある。

これについては、下記の規定から整理できる（所法56①、所基通56－1）。

### 所法56①一

居住者と生計を一にする配偶者その他の親族がその居住者の営む不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業に従事したことその他の事由によりその事業から対価の支払を受ける場合には、その対価に相当する金額は、その居住者のその事業に係る不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入しないものとし、かつ、その親族のその対価に係る各種所得の金額の計算上必要経費に算入されるべき金額は、その居住者のその事業に係る不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

この場合において、その親族が支払を受けた対価の額及びその親族のその対価に係る各種所得の金額の計算上必要経費に算入されるべき金額は、その各種所得の金額の計算上ないものとみなす。

### 所基通56－1

不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業を営む居住者と生計を一にする配偶者その他の親族がその有する資産を無償でその事業の用に供している場合には、その対価の授受があったものとしたならば所法56の規定によりその居住者の営むその事業に係る所得の金額の計算上必要経費に算入されることとなる金額をその居住者の営むその事業に係る所得の金額の計算上必要経費に算入するものとする。

(3) 自宅兼事務所の固定資産税等の必要経費性について

上記(2)と同様に、自己所有の自宅を事務所、作業場として使用することを前提に固定資産税、水道光熱費、火災保険料等を必要経費に算入することがある。

この場合の取扱いは、上記(2)と同様であるが、住宅借入金等特別控除との関係について留意する必要がある（措法41、措令26）。

① 住宅借入金等特別控除は、家屋の床面積の2分の1以上が専ら居住の用に供されているものであれば適用できる。

② 年末借入金残高のうち、専ら居住の用に供されている部分の金額について住宅借入金等特別控除を適用する。

※ 専ら居住の用に供されている部分が、90%以上であるときは、すべて居住の用に供されているものとして取り扱うことができる（措通41-29）。

(4) 青色事業専従者又は事業専従者が副収入を得ることの可否

青色事業専従者や事業専従者は、事業を営む者の事業に専ら従事することが前提である。

これらの者が、副収入を得ることが認められるかどうかは次による（所令165）。

**所令165**

① 所法 57①又は③に規定する居住者と生計を一にする配偶者その他の親族が専らその居住者の営むこれらの規定に規定する事業に従事するかどうかの判定は、その事業に専ら従事する期間がその年を通じて6月をこえるかどうかによる。

ただし、同条第1項の場合にあっては、次の各号のいずれかに該当するときは、その事業に従事することができるものと認められる期間を通じてその2分の1に相当する期間をこえる期間その事業に専ら従事すれば足りるものとする。

一 その事業が年の中途における開業、廃業、休業又はその居住者の死亡、その事業が季節営業であることその他の理由によりその年中を通じて営まれなかつたこと。

二 その事業に従事する者の死亡、長期にわたる病気、婚姻その他相当の理由によりその年中を通じてその居住者と生計を一にする親族として当該事業に従事することができなかつたこと。

② 前項の場合において、同項に規定する親族につき次の各号の一に該当する者である期間があるときは、当該期間は、同項に規定する事業に専ら従事する期間に含まれないものとする。

一 学校教育法1（学校の範囲）、124（専修学校）又は134①（各種学校）の学校の学生又は生徒である者（夜間において授業を受ける者で昼間を主とするその事業に従事するもの、昼間において授業を受ける者で夜間を主とするその事業に従事するもの、同法

124 又は同項の学校の生徒で常時修学しないものその他その事業に専ら従事することが妨げられないと認められる者を除く。）

二 他に職業を有する者（その職業に従事する時間が短い者その他その事業に専ら従事することが妨げられないと認められる者を除く。）

三 老衰その他心身の障害により事業に従事する能力が著しく阻害されている者

#### (5) 家内労働者の所得計算の特例

給与所得収入が55万円未満の給与所得者である者が、特定の者に対して継続的に人的役務の提供を行うことを業務とする者である場合で、一定の要件を満たすときは、家内労働者の所得計算の適用がある。

##### ① 適用要件

※

事業所得及び雑所得の実額経費 < 55万円

※ 給与所得があるときは、給与所得に係る収入金額を控除した残額

##### ② 取扱い

イ 事業所得又は雑所得のいずれかを有する場合

次の金額を事業所得又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入できる。

- ① 実額経費
- ② 55万円－給与所得に係る収入金額
- ③ ①と②のいずれか多い金額（所得限度）

ロ 事業所得及び雑所得を有する場合

##### ① 事業所得に係る必要経費

a 事業所得の実額経費

b 下記③の金額－雑所得の総収入金額 ←

c  $a+b \times \times \times$

雑所得で③が雑所得の  
総収入金額を超える場合

##### ② 雑所得に係る必要経費

a 雑所得の実額経費

b 65万円－給与所得に係る収入金額－事業所得の実額経費

c aとbのいずれか多い金額（所得限度）

## 措法27

家内労働法（昭和 45 年法律第 60 号）2②に規定する家内労働者に該当する個人、外交員

その他これらに類する者として政令で定める個人が事業所得又は雑所得を有する場合において、その年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入すべき金額及び雑所得の金額の計算上必要経費に算入すべき金額の合計額が 55 万円（その個人が給与所得を有する場合にあつては、55 万円から所法 28②に規定する給与所得控除額を控除した残額。以下この条において同じ。）に満たないときは、その年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入する金額は、所法 37①及び第 2 編第 2 章第 2 節第 4 款第 1 目から第 5 目までの規定にかかわらず、55 万円を政令で定めるところにより事業所得に係る金額と雑所得に係る金額とに区分をした場合のその区分をしたそれぞれの金額とする。

この場合において、そのそれぞれの金額は、その年分の事業所得に係る総収入金額又は雑所得に係る総収入金額（同法 35③に規定する公的年金等に係るものを除く。）を限度とする。

## 措令 18 の 2

① 措法 27 に規定する政令で定める個人は、集金人、電力量計の検針人その他特定の者に対して継続的に人的役務の提供を行うことを業務とする者とする。

② 措法 27 に規定する個人（以下この項において「家内労働者等」という。）について同条

の規定の適用がある場合には、一号に掲げる家内労働者等にあつては同号に定める金額を事業所得又は雑所得に係る必要経費に算入する金額とし、二号に掲げる家内労働者等にあつては同号イに掲げる金額を事業所得に係る必要経費に算入する金額とし、かつ、

同

号ロに掲げる金額を雑所得に係る必要経費に算入する金額とする。

一 事業所得又は雑所得のいずれかを有する家内労働者等 55 万円（その家内労働者等が給与所得を有する場合にあつては、55 万円から所法 28②に規定する給与所得控除額を控除した残額。次号において同じ。）

二 事業所得及び雑所得を有する家内労働者等

イ 55 万円のうち、所法 37①及び第 2 編第 2 章第 2 節第 4 款第 1 目から第 5 目までの規定による事業所得の必要経費に相当する金額（雑所得に係る総収入金額（同法 35③に規定する公的年金等に係るものを除く。）がロに掲げる金額に満たない場合には、その満たない部分に相当する金額を加算した金額）に達するまでの部分に相当する金額

ロ 55万円のうち、所法37①及び第2編第2章第2節第4款第1目から第5目までの規定による事業所得の必要経費に相当する金額に達するまでの部分以外の部分に相当する金額

## 5 サラリーマンに副収入が生じた場合の確定申告制度

サラリーマンで、給与収入が2,000万円以下である者は、通常年末調整の適用があるが、副収入があれば、原則として確定申告をしなければならない。

ただし、その年分の給与収入が2,000万円以下で、給与等の全部について所得税の徴収をされた又はされるべき場合において、下記に該当するときは、確定申告をしなくてもよいこととされている（所法121①）。

- (1) 一の給与等の支払者から給与等の支払いを受けており、その年分の給与所得及び退職所得以外の所得の金額の合計額が20万円以下であるとき
- (2) 二以上の給与等の支払者から給与等の支払いを受けており、次のいずれかに該当するとき
  - ① その年分の従たる給与等の金額と、その年分の給与所得及び退職所得以外の所得の金額の合計額が20万円以下であるとき
  - ② その年分の給与等の金額が、150万円と、雑損控除、医療費控除、寄附金控除及び基礎控除以外の所得控除額の合計額以下であり、かつ、その年分の給与所得及び退職所得以外の所得金額の合計額が20万円以下であるとき

※ 給与所得及び退職所得以外の所得の金額の合計額が20万円以下であるかどうかの判定

$$\text{合計所得金額} - \text{給与所得の金額及び退職所得の金額の合計額} \leq 20 \text{万円}$$

注 合計所得金額とは、損失の繰越控除の規定を適用しないで計算した総所得金額等の課税標準の合計額であり、申告要件のある規定は適用しないで計算した金額とする。

## 所法121①

その年において給与所得を有する居住者で、その年中に支払を受けるべき所法28①（給与所得）に規定する給与等（以下この項において「給与等」という。）の金額が2,000万円以下であるものは、次の各号のいずれかに該当する場合には、所法120①の規定にかかわらず、その年分の課税総所得金額及び課税山林所得金額に係る所得税については、同項の規定による申告書を提出することを要しない。

ただし、不動産その他の資産をその給与所得に係る給与等の支払者の事業の用に供することによりその対価の支払を受ける場合その他の政令で定める場合は、この限りでない。

一 一の給与等の支払者から給与等の支払を受け、かつ、その給与等の全部について所法183（給与所得に係る源泉徴収義務）又は190（年末調整）の規定による所得税の徴収をされた又はされるべき場合において、その年分の利子所得の金額、配当所得の金額、不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額、譲渡所得の金額、一時所得の金額及び雑所得の金額の合計額（以下この項において「給与所得及び退職所得以外の所得金額」という。）が20万円以下であるとき。

二 二以上の給与等の支払者から給与等の支払を受け、かつ、その給与等の全部について所法183又は190の規定による所得税の徴収をされた又はされるべき場合において、イ又はロに該当するとき。

イ 所法195①（従たる給与についての扶養控除等申告書）に規定する従たる給与等の支払者から支払を受けるその年分の給与所得に係る給与等の金額とその年分の給与所得及び退職所得以外の所得金額との合計額が20万円以下であるとき。

ロ イに該当する場合を除き、その年分の給与所得に係る給与等の金額が150万円と社会

控

除の額、障害者控除の額、寡婦控除の額、ひとり親控除の額、勤労学生控除の額、配

偶

者控除の額、配偶者特別控除の額及び扶養控除の額との合計額以下で、かつ、その年

分

の給与所得及び退職所得以外の所得金額が20万円以下であるとき。